

宮城県防災会議 会議録

平成25年2月13日作成

- 1 会議名 宮城県防災会議
- 2 開催日時 平成25年2月1日（金） 午後1時30分から午後2時30分
- 3 開催場所 県庁 行政庁舎2階 講堂 仙台市青葉区本庁3-8-1
- 4 出席者 別紙「出席者名簿」のとおり《傍聴者4名》
- 5 概要 以下のとおり
 - (1) 開 会（危機対策課：千葉 副参事兼課長補佐（総括担当））
 - (2) あいさつ（会長：村井知事）
 - (3) 議 題（議長：村井知事）
 - ① 宮城県地域防災計画（震災対策編）の計画修正（案）について
資料1・資料2に基づき説明（説明者：佐藤危機対策課長）
意見無し・了承
 - ② 宮城県地域防災計画（風水害等災害対策編）の計画修正（案）について
資料3に基づき説明（説明者：佐藤危機対策課長）
意見無し・了承
 - ③ 宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）の計画修正（案）について
資料4・資料5に基づき説明（説明者：高橋原子力安全対策課長）
意見無し・了承
 - ④ その他
 - ・ 宮城県地域防災計画各編の来年度の修正について
資料6に基づき説明（説明者：佐藤危機対策課長）
意見無し・了承
 - (4) 報告事項
 - ・ 災害等の発生状況について
資料7に基づき報告（説明者：佐藤危機対策課長）
意見無し
 - (5) その他
 - 県で作成中の記録映像「東日本大震災～宮城県の記録～」（仮）サンプル版の上映

(5) 閉 会 (危機対策課：千葉 副参事兼課長補佐 (総括担当))

1 開会【司会】(千葉副参事兼課長補佐)

本日はお忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

本日、司会進行をつとめます宮城県防災会議事務局 総務部危機対策課 副参事兼課長補佐の千葉と申します。

よろしく願いいたします。

ただ今より「宮城県防災会議」を開催させていただきます。

なお、本会議は、「情報公開条例第19条」に基づき、公開することとなっております。また、本日は4名の方の傍聴がございますことを申し添えます。

それでは、まずはじめに宮城県防災会議会長であります、村井知事よりご挨拶を申し上げます。

2 あいさつ (知事：村井知事)

皆さんこんにちは、宮城県防災会議の開催にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

宮城県防災会議の委員の皆様方には、お寒い中、また、お忙しい中を御参集いただき誠にありがとうございます。

また、日ごろから、本県の防災対策・減災対策の推進にあたりまして、それぞれのお立場から格別の御尽力を賜っておりますことに、この場をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。

一昨年3月に発生し、本県に大変大きな被害をもたらしました東日本大震災から、あとひと月余りで2年が経過いたします。この間、県といたしましては、宮城県震災復興計画に基づき、復興の実現に向けて懸命に取り組み、着実にその歩みを進めてまいりました。

しかしながら、被災地においては、未だに約11万人の方々が仮設住宅での生活を余儀なくされており、被災者の方々の健康や生活面の支援、地域で暮らしていくための雇用の確保のほか、地域の将来の基礎となるまちづくりの推進など多くの課題が山積しております。そうした課題を解決し、一日でも早い復興の実現に向けて、取組を一段と加速させてまいりたいと考えております。

また、復興の推進と併せて、次なる災害に備えた新たな防災対策を推進していかなければなりません。自然災害の発生を完全に防ぐことはできないことから、災害による被害を最小限に抑え、何よりも人命を守ることを最重視することが必要であります。東日本大震災をはじめとした過去の災害における教訓に学び、防災関係機関をはじめ、県民一人ひとりが「減災のための備え」を実践し、効果的な災害対策を推進していかなければならないと考えております。

こうした状況のもと、本県の防災対策の根幹をなす、宮城県地域防災計画の震災対策編、風水害等災害対策編及び原子力災害対策編につきましては、東日本大震災の教訓や本県におけるこれまでの防災に対する取組み等を踏まえ、さらに国の防災基本計画の修正内容も反映させる形で、各防災関係機関の御協力をいただきながら、修正作業を進めてまいりました。

また、去る1月18日には宮城県防災会議幹事会議を開催いたしまして、各幹事の皆様から貴重な御意見をいただいたところでございます。

このたび、それらを踏まえた最終的な原案がまとまり、本日の防災会議にお諮りする運びとなったわけでございます。

本日の会議では、この地域防災計画の最終原案や防災に関する報告など、委員の皆様に、それぞれのお立場での忌憚のない御意見を賜りたいと存じます。

結びになりますが、県民一人ひとりの生命、そしてお身体、財産を守るという、県政の最重要課題に、今後とも一層のお力添えを賜りますようお願い申しあげまして、簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。

本日は誠にありがとうございます。

最後までよろしくお願いいたします。

—以下議事—

3 議題

【司会】（千葉副参事兼課長補佐）

ここで、平成25年1月より新たに防災会議の委員に任命されました委員をご紹介します。

新たな委員の任命につきましては、女性等の視点が十分でなかったなどの東日本大震災における教訓等を踏まえ、災害対策基本法が改正され、地域防災計画の策定等に当たり、多様な主体の意見を反映できるよう、防災会議の委員として、学識経験者や自主防災組織の方々を加えることとされたことによるものです。

（新委員4名の紹介）

議事に入ります前に、本日お手元に配付しております資料のご確認をお願いいたします。

（次第に記載の資料一覧から説明）

これより議事に入りますが、議事の進行につきましては、村井知事に議長をお願いしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

<異議無し>

はい、ありがとうございます。

それでは、村井知事よろしくお願いいたします。

【議長】（村井知事）

それでは、暫時、進行役を務めます。

はじめに、議題1の「宮城県地域防災計画（震災対策編）の計画修正（案）について」事務局から説明してください。

【説明】（佐藤危機対策課長）

危機対策課長の佐藤でございます。座ってご説明させていただきます。

震災対策編の計画修正について使います資料は、右肩上的方に資料1と書いてある資料。それから、A3版のカラーの資料2、こちらを使ってご説明させていただきます。

それでは、議題1の宮城県地域防災計画、震災対策編の計画修正（案）についてご説明申し

上げます。

まず、資料1の下段、1頁、参考になりますけども。

1の修正の経緯でございますが、左の中央、薄い紫の矢印部分でございます。右の方に向かって矢印をつけておるところでございます。

現行の宮城県地域防災計画につきましては、災害の特殊性から、「震災対策編」、「風水害等災害対策編」、「日本海溝特措法編」及び「原子力災害対策編」の4編に分かれております。

その上の緑の囲み部分に記載がございますように、災害を取り巻くさまざまな状況に対応するため、国による宮城県沖地震の長期評価の公表などを受けて、地震被害想定調査を行いながら見直しを行ってきたほか、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の施行などにより、新たに編を追加するなどして、防災対策の推進を図ってきたところであります。

平成16年6月から平成20年7月までに、現在のものが新設されたままとなっております。

震災対策編につきましては、平成23年度に見直しをする予定としておりましたが、東日本大震災が発生し、県といたしましては、何よりも優先して様々な災害対応に取り組んでまいりましたが、東日本大震災により防災上の多くの課題が明らかになったところであります。

主な項目といたしましては、右側中央の濃い紫の矢印の周りに記載してございますように、「物資の備蓄・輸送体制」、「初期の情報収集」、「津波対策」、「行政機能の維持」、「災害時要援護者対策」などがございます。

これらの内容が現行の地域防災計画には、不足していることから、追記するなどの修正を行うこととしたものであります。

左下のオレンジの矢印、4本ございますけども、こちらをご覧いただきたいと思っております。

震災後における国の動きといたしましては、中央防災会議による「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門部会」による報告のほか、平成23年12月には国の防災基本計画が修正されております。

また、津波による被害が甚大であったことなどから、「津波対策の推進に関する法律」や「津波防災地域づくりに関する法律」などの法整備も進められております。

さらに、昨年、平成24年の6月には災害対策基本法の改正のほか、9月には防災基本計画が、震災後2度目の改定をされておりますので、これらの見直し内容についても、今回の宮城県地域防災計画に反映させております。

2頁目をご覧願います。

次に、地域防災計画修正の流れでございますが、上段、黄色の囲み部分に記載がございますように、昨年の4月25日、防災会議幹事会議におきまして、地域防災計画の修正スケジュールや専門部会の設置などについてご承認をいただき、修正作業に着手したところであります。以降、事務局において修正作業を進め、素案の作成、防災関係機関の皆様等の修正意見の反映のほか、有識者等で構成します地震対策等専門部会の助言や意見の反映等の作業を繰り返し、1月18日の防災会議幹事会議を経まして、本日、地域防災計画の修正案をお示しさせていただいているところでございます。

次に3頁をご覧ください。

修正方針でございますが、①東日本大震災の教訓の反映ということで、記載のとおり「東日本大震災を踏まえ、これまで実施してきた防災対策の一層の強化を図り、県民の生命、身体及び財産を地震災害から守り、安全・安心に暮らせるみやぎの県土づくりを進める」としてございます。

具体的な修正の方針といたしましては、先ほどもご説明させていただきましたが、大震災から得られた教訓や課題のほか、②番、県の災害対策本部の6か月の検証結果の反映、③番、国の防災基本計画の見直し内容などについて反映させていただきます。

次に4頁をご覧ください。

構成の見直しでございますが、東日本大震災の特徴といたしましては、「津波」による被害が広域にわたり甚大な被害をもたらしたこと。

また、国の防災基本計画においても、新たに「津波災害対策編」を策定したことなどにより、宮城県といたしましても、津波対策を抜本的に強化する必要性があることから、震災対策編をベースに「日本海溝特措法編」を合冊し、新たに「津波災害対策編」を新設することといたしております。

構成の見直しイメージはご覧いただいている図のようになります。

現行では、左側「震災対策編」と「日本海溝特措法編」がございまして、修正後は、右側「地震災害対策編」と「津波災害対策編」の2分冊となり、それぞれに「日本海溝特措法編」の関係部分を盛り込むこととさせていただきます。

次に、右上に資料2と書いてございます、A3のカラーの資料をお開きいただきたいと思っております。

「宮城県地域防災計画（震災対策編）の修正の概要」をご覧ください。

地域防災計画の記載内容でございますが、東日本大震災での教訓について、左側の青地で囲んだ部分に記載してございます。

主な項目といたしまして、1の「行政機能の喪失」から10の「復旧・復興の遅れ」までの10項目をあげてございます。

特に、被災した市町村におきましては、通信の途絶のみならず、職員の被災や庁舎の被災により、被害の把握や被害状況の報告・発信などが行えない状況が多く発生しましたほか、物資の供給が、適切なタイミングで実施できていなかったこと。

さらには、避難の長期化に伴い災害時要援護者の方々への配慮を含めた避難所運営の問題など、様々な課題が発生しましたことから、これらの課題への対策項目といたしまして、矢印でつないでおりますけれども中央部分にございますように、地域防災計画「地震災害対策編」と「津波災害対策編」の主な修正事項を記載してございます。

中央部分の1「減災に向けた対策の推進」といたしましては、地震・津波に強いまちの形成や地域ごとの津波避難計画作成を支援することなどについて、記載してございます。

さらにその右側に、先ほどご説明いたしました、資料1の14頁以降に掲載しております修正のポイントと、資料8、厚い冊子になりますけれども、地域防災計画（案）の「地震災害対策

編」と「津波災害対策編」の掲載箇所を記載してございます。詳細につきましては、そちらの方をご覧いただきたいと思っております。

以下、同様に、2「津波避難等の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための体制整備」といたしましては、避難指示等の伝達体制の整備や徒歩避難の原則の周知等避難対策のほか、帰宅困難者等避難収容対策などについて記載してございます。

3の「大規模災害時における広域応援体制の充実・強化」といたしましては、ボランティアを受け入れるための環境整備、相互応援体制の整備として応援計画・受援計画の整備や遠方の自治体との協定締結のほか要請を待たずに物資の供給を行うプッシュ型の物資供給などについて記載してございます。

4の「被災者等への適時・的確な情報伝達」といたしましては、携帯電話の緊急速報メール機能などの活用等、被災者等への多様な情報伝達手段の確保や社会的混乱を防止するために正確な情報の提供に努めることなどについて記載してございます。

5の「自助・共助による取組みの強化」といたしましては、津波の特性等に関する防災知識の普及や防災訓練の充実について、また、自主防災組織の育成や地域における災害時要援護者の情報把握と共有などについて記載してございます。

6の「二次災害の防止」といたしましては、余震、誘発地震への対応や地震、津波、原子力災害等により被災した地域に関する不正確な情報や流言が原因となり復興を妨げることがないよう、風評被害等の軽減対策を図ることなどについて記載してございます。

7の「迅速かつ適切な災害廃棄物処理」といたしましては、災害廃棄物の計画的な処理の実施や津波により流出した廃棄物の処理等について記載してございます。

8の「災害時要援護者対策」といたしましては、要援護者の避難誘導、避難が長期化した場合の配慮について記載したほか、それぞれの特性に配慮した通信手段の普及などについて記載してございます。

9の「携帯電話・インターネット等の情報通信ネットワークの耐災化、補完的機能の充実」といたしましては、通信設備の耐震化や耐浪化のほか、多様な伝達手段の活用について記載してございます。

10の「複合災害の考慮」といたしましては、2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することで被害が深刻化し、災害応急対応が困難にならないよう、複数のシナリオを考慮した上で、事前の備えや防災活動を充実させることなどについて記載してございます。

11の「多様な主体の参画による防災体制の確立」といたしましては、避難所運営、応急仮設

住宅の管理及び復旧・復興への女性の参画促進等を記載してございます。

最後になりますが、12の「円滑な復旧・復興」といたしましては、復旧復興支援対策のほか災害対応の検証として、大規模災害発生時の災害対応における問題や課題を抽出・検証し、防災対策へ反映することにより、次の災害に備えるよう努めることなどを記載してございます。

すみませんが、もう一度資料の1の方にお戻りいただきまして、資料の1の5頁をお開きいただきたいと思います。3の「構成の見直し」というところでございます。

節の追加・変更ですが、国で見直された防災基本計画との整合性を図ることとしてございます。

第1章の総則につきましては、先ほど4頁でご説明したとおり、日本海溝特措法編の総則を入れ込んだ内容としておりますが、第2章から第3章につきましては、概ね防災基本計画に沿った節構成としてございます。

次に、6頁をご覧いただきます。

第2章以降の構成となりますが、「地震災害対策編」を例として、ご説明申し上げます。

左側が国の「防災基本計画」の構成、右側が県の「地域防災計画」の構成となります。

右端に、現行の節と新設した節の区分が記載してございます。特に新設等は赤字で表示してございます。

以降、資料の7頁から9頁にかけて節構成の頁となります。また、10頁から13頁につきましては、同じく「津波災害対策編」の節構成をお示ししてございます。

説明は時間の都合上、省略させていただきますのが、後ほどご覧いただけるようお願いいたします。

以上、宮城県地域防災計画の震災対策編の計画修正(案)について、概要ではございますが、私からご説明申し上げます。

【議長】(村井知事)

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。

なお、所属とお名前を名乗ってから質問、意見等述べていただければと思います。

よろしく申し上げます

<意見無し>

よろしいですか。

それでは、これで了承をしたものとさせていただきますよろしいでしょうか。

<意見無し>

ありがとうございます。

それでは続きまして、議題2「宮城県地域防災計画(風水害等災害対策編)の計画修正(案)について」事務局から説明いたします。

【説明】（佐藤危機対策課長）

それでは議題の2「宮城県地域防災計画（風水害等災害対策編）の計画修正（案）について」ご説明申し上げます。

右肩の上の方に資料3と書いてございます資料をご用意したいと思います。

まず、修正の経緯につきましては、先ほど議題1で説明しましたが震災対策編の修正の経緯と同様ですので、省略させていただきます。

次に、「修正方針及び修正のポイント」でございますが、風水害等災害対策編の修正方針といたしましては、大きく2点ございます。

1点目は、1頁の（1）に書いてございます、前回修正以降における防災基本計画や関係法令・制度・組織等の改正内容及び各種防災対策の推進内容の反映でございます。

この点に関しましては、大きく3項目、「火山災害対策」、「土砂災害対策」、「激しい気象現象に対応した防災気象情報の新設」が主な修正内容でございます。

まず、①火山災害対策につきましては、平成23年12月の防災基本計画に、新たに「火山防災協議会」による火山防災体制の整備が唱われましたことから、本県の地域防災計画におきましても、同様に記載してございます。

本県で対象となる火山といたしましては、蔵王と栗駒の2か所でございます。

国、県、市町村、气象台、学識経験者などによって構成する協議会は、法定の組織ではございませんが、火山防災マップや具体的な避難行動を検討する組織として、大地震後の火山活動の活発化に備え、今後、本県でも設置に向けて検討を始めたいと考えてございます。

また、近年、皆様もお感じになっているかと思いますが、ゲリラ豪雨や竜巻等、短期的に気象が激化するケースが増えておりますことから、これらに対応すべく、②の土砂災害対策や、③の「激しい気象現象に対応した防災気象情報」に係る修正を加えてございます。

修正方針の2点目としましては、2頁の（2）以降になりますが、風水害対策におきましても、災害予防対策、災害応急対策を中心に、震災対策編と共通事項が多いことから、今回の震災対策編の再構成に合わせ、可能な部分については、地震・津波両災害対策編に合わせ、整合性を図ることとしたものでございます。

以上が、風水害等災害対策編の修正案の概要でございます。

【議長】（村井知事）

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。

<意見無し>

よろしいでしょうか。

それでは、了承されたものとさせていただきますと思います。

続きまして、議題3「宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）の計画修正（案）について」事務局から説明いたします。

【説明】（高橋原子力安全対策課長）

説明者替わります。私、原子力安全対策課の高橋と申します。座ってご説明させていただきます。

県地域防災計画（原子力災害対策編）の計画修正案についてでございます。私が使う資料と致しまして、右肩上資料4，A4縦でございます。また、併せまして、右肩上資料5，A4横版の修正の概要、この2つの資料に基づきましてご説明を申し上げます。

資料4をご覧くださいと思います。資料4の1及び2に記載してございますが、国は、一昨年3月に発生した福島第一原発事故を踏まえまして、原子力規制委員会、原子力規制庁の設置など、原子力規制体制の刷新や原子力災害対策特別措置法、略して原災法と称しておりますが、これの改正を実施しているところでございます。

この改正原災法に基づきまして、原発事故発生時の防災対策の枠組みとなる「原子力災害対策指針」が新たに定められ、法定化されたところでございます。

このことから、県の地域防災計画（原子力災害対策編）を防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき修正する必要が生じたため、計画の修正を行うこととしたものでございます。続いて、同じ頁の3をご覧ください。後ほどご説明致しますが、原子力発電所から30キロに係る市や町の首長に、今回新たに委員として入っていただきまして、県の防災会議原子力防災部会を開催致しまして、関係機関の意見を踏まえた修正案について審議していただいたところでございます。

また、4に記載しておりますが、1月18日の県の防災会議幹事会議におきましてもご審議いただいております。これらを踏まえた修正案、資料8としてお手元にお配りしております。一番最後のところに綴られているものが修正案でございます。

続いて、修正案の概要についてご説明を申し上げます。

資料4の2頁をお開き願います。修正案は、第1章の総則、第2章の原子力災害事前対策、第3章の緊急事態応急対策、第4章の原子力災害中長期対策の計4章で構成されております。この章立てにつきましては修正前後で変更はございませんが、名称はより適切な表現となるよう変更しております。

主な修正内容につきましては、その下の5をご覧ください。

まず、第1章、総則から修正事項をご説明致します。1の「計画の基礎とすべき災害の想定」の項目におきましては、①に書いてございますけれども、過酷事故、シビアアクシデントっておりますけれども、過酷事故による影響を前提としまして、②に記載しておりますとおり、迅速に放射線防護措置、これを講ずるための判断基準と致しまして、国際基準に基づくEAL、OILを新たに導入するというのが大きな修正点でございます。

これまでの防護措置の判断基準は、SPEEDIなどのシステムを利用致しました予測システムによりまして防護措置を判断しておりましたが、福島第一原発事故を踏まえまして、発電所の事故の事象や周辺のモニタリングステーションの数値などに応じた防護措置をあらかじめ作っておくという考え方でございます。

その判断基準にはEAL、OILといわれる2種類がございます。

EALについてですが、原子炉から放射性物質が放出される前の初期段階におきまして、事

故時の発電所の状況によって判断するというものです。たとえば、原子炉内の水温がこれだけ上昇した、圧力もこれだけ上昇したというような状況によりまして、避難を開始するなどの判断をあらかじめ決めておくということでございます。

次にO I Lですけれども、E A Lの次の段階で放射性物質が原子炉の外に放出されてしまった時にどういう防護措置を講じるかというものでございます。基本的には環境モニタリングなどの放射性物質の数値によって、どういう判断をするかというものを予め決めておくものでございます。

次に、2の原子力災害対策を重点的に実施すべき地域が拡大されるということも今回の修正の大きなポイントとなります。

従来は、原子力発電所から概ね10キロのE P Zといわれる範囲を原子力災害対策を重点的に実施すべき地域としていました。今般、国際的な基準に基づき、新たに原発から5キロメートルをP A Zと致しまして、放射性物質放出前の迅速な防護措置を準備する区域としてございます。

また、その外側の30キロをU P Zと致しまして、放射線による確率的影響のリスクを最小限に抑えるための防護措置をあらかじめ準備する区域としてございます。

この2種類の区域の設定としてございます。この2種類の区域の設定の考え方があるということでございます。

具体的な区域につきましては、お手元の資料5をご覧ください。資料5の中央の部分に3種類のエリアが記載されております。真ん中のオレンジの点線で囲まれた約10kmのエリアがこれまでのE P Z、その内側にございます赤い線の中がP A Z、一番外側の太い実線がU P Zとなっております。右にあります表に該当する市や町が記載されております。

実際の区域の設定の考え方についてですが、資料5の左側に赤枠で囲ったところに本県における方針を示しております。

基本的には防災対策を講ずるにあたりまして、行政区画を一つの単位として設定しております。また、市町の実情、そういったものを踏まえまして、隣接の行政区画も対象として含むことも考慮しているところでございます。

この区域設定の考え方につきましては、関係する市町の首長を構成メンバーとする県の防災会議原子力防災部会において合意を得ているところでございます。

資料4の方にお戻り願います。資料4の2頁でございます。

第2章原子力災害事前対策についてでございます。1から10まで記載しております。その中でも特に3番目のモニタリング体制についてご説明致します。

緊急時のモニタリングにつきましては、原子力規制委員会が設立したということもございません。今後は、規制委員会が司令塔となり、緊急時のモニタリングを行うこととし、モニタリング体制を充実強化することになったところでございます。ただし、具体的な事項については、現在、原子力規制委員会におきまして、検討されているところでございます。

次に、5番目の避難計画の作成支援でございます。先ほどの防護措置におきまして、大きな要素となります避難につきましては、原発から5キロの区域であるP A Zの避難を優先することや、U P Zの区域内の避難計画につきましては、広域避難計画とすることなどの方針に基づ

きまして、市町の避難計画策定の際の支援をしていくこととしております。

続いて、4頁をご覧願います。第3章でございます。緊急事態応急対策となっております。これについては、1から11までございますが、この中で特に4番目の屋内退避、避難等の防護活動についてご説明させていただきます。

先ほども申し上げましたとおり、これまでは、SPEEDIによる予測的な手法を用いた防護活動を実施してまいりましたが、これからは防護措置の判断基準を事前に決めておきまして、それにより判断するようにしていくこととしております。環境モニタリングの結果などにに基づき、屋内退避、避難行動の防護活動、こういったことを行うこととなります。先ほど申し上げましたEAL、OILの判断基準の具体的な値等については、繰り返しになりますが、現在行われている原子力規制委員会での検討結果を資料編で読み込めるように修正しているところでございます。

次に7番の安定ヨウ素剤の予防服用についてでございます。これにつきましても適切な配布や服用を行うための配備などを規定しております。ただし、具体的な配布の在り方、服用基準などの詳細につきましては国において今後検討されることとなっているところでございます。

次に5頁の第4章、原子力災害中長期対策についてでございます。

3番目の環境汚染への対処についてでございます。除染、健康管理等のあり方については、原子力規制委員会が今後検討と記載してございますが、今回の福島第一原発事故におきまして、個人の被ばく線量のモニタリング、こういったものを国が行っているところでございます。

また、被ばくによる健康影響に加えまして、長期の避難生活などによるメンタルケア、こういった課題も明らかとなったところでございます。4番目にあるとおり、健康状態の把握の必要性も地域防災計画の中に追加して記載しているところでございます。

以上、非常に雑駁な説明となりましたが、主な修正点をご説明申し上げました。

なお、原子力災害対策編につきましては、関係する市町においても、期限である3月中旬を目途と致しまして、同様に計画の修正や策定が進められているところでございます。

また、今後についてですが、順次国において原子力防災に関する基準などが検討され、逐次示されることとなっております。県の計画もそれに併せまして、次年度以降も引き続き修正したいと考えております。

私からは、以上でございます。

【議長】（村井知事）

はい。ただいまの説明について、ご質問やご意見がございましたら挙手をお願いいたします。

<意見無し>

よろしいですか。

それでは、了承されたものとさせていただきます。

続きまして、議題4「その他」についてであります。「宮城県地域防災計画各編の来年度の修正について」事務局から説明願います。

【説明】（佐藤危機対策課長）

それでは、ご説明申し上げます。右肩上方に資料の6というかたちで作っている資料をお目通しいただければと思います。

資料6「宮城県地域防災計画修正の今後の予定について」をご覧ください。

資料の左側でございますが、「国の動向」でございます。東日本大震災を受けまして、国の各省庁では、それぞれの防災業務計画の見直しを含めて、現在においても「原子力災害」などへの対策をとるべく、様々な検討会が継続され実施されておるところでございます。

中段に太字で記載してございますが、これらの検討結果や今年度中に改正が予定されております「災害対策基本法」さらには、今後の「原子力災害対策指針」などの改正を踏まえまして、右側の方に進んでいただいて、矢印で結んでおりますが、来年度におきましても、県の地域防災計画の継続的な修正が必要と考えているところでございます。

つきましては、これまで、年度当初に防災会議幹事会を開催し、修正の方向性などについてご承認をいただき、修正作業等を行っていたところでございますが、平成25年度の防災計画の各編の修正につきましては、迅速かつ円滑に作業を進める観点から、新年度に、改めて防災会議幹事会等を開催することなく、継続して修正作業を実施させていただけるようお願いしたいと考えてございます。

なお、作業の流れといたしましては、今年度と同様に、事務局が庁内関係課及び防災関係機関の皆様等への意見照会等を行いながら素案を作成し、最終案につきましては、防災会議幹事会、防災会議等にお諮りさせていただくこととしたいと考えてございます。

ご承認いただきますようよろしくお願いするものでございます。

私からは、以上でございます。

【議長】（村井知事）

ただ今の説明について、ご質問、ご意見ございましたら挙手をお願いいたします。

<意見無し>

よろしいですか。

それでは、了承されたものといたします。

以上で予定されておりました議事を終えましたので、ここで、進行を事務局にお返しいたします。

ご協力ありがとうございました。

【司会】（千葉副参事兼課長補佐）

続きまして、4の「報告事項」についてですが、事務局から「災害等の発生状況について」報告がありますので、説明をお願いします。

【報告】（佐藤危機対策課長）

それでは、報告事項でございます。「平成20年以降の災害等の発生状況」につきましてご報告させていただきたいと思っております。

右肩上方に資料7と書いてある物をご覧くださいと思います。

防災会議規程第9条第2項では、「会長は、防災会議の事務を先決処分したときは、次の防災会議に報告しなければならない。」と定めておりますことから、ご報告させていただくものです。

防災会議の事務のうち、第9条第1項第1号の「災害に関する情報収集」につきましては、資料7のとおり、前回の平成20年2月の防災会議以降に被害が発生した災害といたしまして合計70件、内訳は、地震15件、津波5件、風水害53件、大規模林野火災1件となっております。

また、特に資料は用意してございませんが、同項第7号の「市町村地域防災計画の作成又は修正に係る知事への意見具申」につきましては、平成19年度4件、20年度5件、21年度4件、22年度3件、23年度はゼロとなっております。

私からの報告を終わらせていただきます。

【司会】（千葉副参事兼課長補佐）

ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

<意見無し>

よろしいでしょうか。

【司会】（千葉副参事兼課長補佐）

それでは続きまして、次第の5「その他」について、皆様方から何かございますでしょうか。

<意見無し>

それではここで、東日本大震災の風化の防止と防災意識の向上を図るため、県で作成しております東日本大震災の記録映像をご覧くださいと思います。

この「記録映像」は、今年度末までの完成とし、現在は最終段階の作業を進めているところでございます。

これからご覧ください映像につきましては、約30分の本編を8分に編集したものとなります。それでは、準備ができしだいをご覧くださいと思います。

少々お待ちいただきます。

（映像上映）

この映像につきましては、今月22日に開催いたします「東日本大震災検証・記録専門部会」において、最終的な確認を行い完成させる予定でございますが、完成した映像記録につきましては、学校等に配布するなどして、今後の防災教育に活用していきたいと考えております。また、委員の皆様にも追って、送付させていただきますので、ぜひご覧くださいようお願い申し上げます。

【司会】（千葉副参事兼課長補佐）

それでは，長時間にわたりご審議いただき，誠にありがとうございました。
以上をもちまして，「宮城県防災会議幹事会議」の一切を終了いたします。
どうもありがとうございました。

以上